

LPガス
人と地球にスマイルを

ちば「炎の仲間」

発行

一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781
E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp
http://www.chibalpg.or.jp/
毎月10日は保安の日

第2回 定例理事会を開催

去る7月12日(水)、午後1時30分より、千葉県ガス石油会館(千葉市中央区中央港1-13-1)に於いて、一般社団法人千葉県LPガス協会第2回定例理事会が片岡副会長の開会の辞で幕を開けました。全議案は異議なく承認され、金牧副会長の閉会の辞で幕を閉じました。

会議終了後には、株式会社伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー代表の伊藤敏憲氏から「家ドック」事業の提案を頂きました。

「家ドック」事業は、(株)創建と日本戸建管理(大阪市中央)とが共同開発した戸建てオーナーと地域工務店を結ぶネットワーク「家ドック」システムであり、国土交通省のインスペクションによる住宅情報の蓄積・活用推進事業に採択された事業です。

【横山協会長あいさつ要旨】

理事の皆様方には、5月の社員総会、6月の県指定保安講習会をはじめ、保険の契約更改など、いろいろな業務に御支援、御協力をいただいているところであり、改めて感謝を申し上げます。

先週7月5日の九州北部豪雨に被災された方々に対しましてお見舞い申し上げます。一週間が過ぎては行方がわからなかったり、連絡が取れなかったりする人がいらっしゃるようです。

エネルギー業界を取り巻く環境は、大きく変わりました。

2月の液石法規則等の一部改正等を受け、元々自由料金制であった我々LPガス業界は、電力・都市ガス会社と同様な月々の請求書の型式やホームページによる料金の公表が求められました。

皆様も、戦略的な料金体系の再構築とそれに伴った標準的な料金メニューの公表に向けた準備に追われていることと思います。

本日の議題でもありますので、慎重なご議論をお願い致します。

さて、本日の理事会が終わりますと7月24日月曜日に南関東地方石油ガス懇談会がTKP東京駅前カンファレンスセンターにて開催されます。

7月26日水曜日には、第32回関東高圧ガス保安大会が東京で行われますが、当協会から島田隆監事と石井誠一理事が経済産業省関東東北産業保安監督部長表彰を受賞されます。また、海匝支部の株式会社

【議事内容】

議題1 今後の協会運営について	(審議事項)
議題2 規則改正等の今後の対応について	(審議事項)
議題3 協会独自の防災訓練の実施について	(報告事項)
議題4 平成29年度千葉県高圧ガス保安大会について	(依頼事項)
議題5 報告書の提出状況等について	(報告事項)
① 情報収集訓練の実施(結果報告)	
② ガス災害防止機器等の普及状況調査	
③ 安全機器普及状況等及び需要開発推進運動等	(結果報告)
議題5 平成29年度千葉県指定保安講習会出席状況について	(報告事項)
議題6 需要開発委員会報告について	(報告事項)
議題7 流通委員会報告について	(報告事項)
議題8 その他	
① 取引適正化に関するパンフレットの注文について	(審議事項)
② 保安委員会報告について	(報告事項)

向清商店様、向後充支部長のお店が関東高圧ガス保安団体連合会会長表彰を受賞されます。おめでとう御座います。

8月26日土曜日に第38回九都県市合同防災訓練がそうさ記念公園で開催されますので、海匝支部の皆様宜しくお願い致します。

また、9月6日水曜日には、第3回目となる協会独自のLPガス等合同防災訓練が、富津市後援の元、池田木更津支部長の充填所で行われますので、木更津支部の皆さん宜しくお願い致します。

お時間のある方は、これらの防災訓練を向学のために是非、見学に行かれるようお薦め致します。

本日は、ご案内のとおり理事会終了後に伊藤敏憲氏から「家ドック」事業の提案もあり、長丁場になりますが、議事進行に御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【江澤県産業保安課副課長あいさつ要旨】

一般社団法人千葉県LPガス協会の第2回理事会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃、本県の液化石油ガス保安行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

初めに、毎年6月に貴協会と県の合同で開催しております「LPガス保安講習会」ですが、今回は7会場での開催でしたが、多数の販売店に受講していただき無事終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

次に、平成29年の事故発生状況ですが、県内で発生した充てん所・オートガススタンドの高圧ガス事故はゼロ、容器輸送中の事故もゼロで推移しています。一方で、一般消費者等に係るLPガス事故は本日の時点で既に6件発生しており、早くも昨年一年間の件数を超えてしまいました。

今後、夏の行楽シーズン、そして秋から冬のLPガス需要期を迎えることから、各販売店様には、一般消費者等への十分な注意喚起と適切な保安業務の実施をお願いいたします。

県では、貴協会と密接に連携して、LPガスの事故防止に努めてまいります。

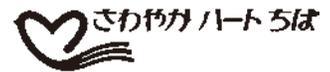
次に、県では10月24日に千葉市で「高圧ガス保安大会」を、11月17日に木更津市内で「高圧ガス輸送車等防災訓練」をそれぞれ開催いたします。また、今年で3年目となりますが、地震・津波対策推進のため「液化石油ガス災害事故防止セミナー」を成田市、流山市、千葉市で開催することとしております。各事業へのご協力と多数の方のご参加をお願い申し上げます。

さて、本年2月22日に液化石油ガス法施行規則及び運用解釈が改正、併せて「液化石油ガスの小売業における取引適正化指針」が制定され、LPガス販売におけるガス料金の透明化、取引の適正化が求められております。貴協会にあっては、既に各地区で説明会を行ったところですが、各販売店様におかれましても、今後計画的な対応をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人千葉県LPガス協会並びに会員事業所の御発展と、本日お集まりの皆様様の御健勝、併せて、LPガスに係る無事故・無災害を祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

業界最新情報は協会HPの活動便りから!

お知らせコーナー 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

1 液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告の提出について

液化石油ガス販売事業所及び保安機関は、液石法施行規則第 132 条の規定により、各販売事業所における毎事業年度経過後 3 か月以内に、事業所に関する事項を県産業保安課へ報告しなければなりません。

回収率が 50% に満たない状況です。必ず毎年報告いただくようお願いいたします。

(正本のみ 1 部、郵送でも受け付けます)

なお、平成 28 年 6 月 8 日付及び平成 28 年 12 月 27 日付の法改正に伴い、平成 29 年 7 月以降及び平成 30 年 4 月以降、それぞれ保安業務実施状況報告書の様式が変更となりますのでご注意ください。報告書の様式は、県産業保安課ホームページの液石法に係る手続き又は一般社団法人千葉県 LP ガス協会ホームページの報告・申請書類からダウンロードしてください。

- ◇ 平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月に提出する場合
 - 定期消費設備調査について、拒否・不在の件数を記載する欄が設けられた様式
- ◇ 平成 30 年 4 月以降に提出する場合
 - 上記変更に加え、周知の方法別件数を記載する欄が設けられた様式

2 エアコン室外機等との距離の確保について

液石法第 16 条の 2 において、液化石油ガス販売事業者は、供給設備が省令で定める技術上の基準に適合するよう維持することが義務付けられています。その具体的な基準は、液石法施行規則第 18 条第 1 号イの規定により、「充てん容器」については、

当該容器を置く位置から 2 m 以内にある火気をさへぎる措置を講じ、かつ、屋外におくことを規定しています。

今般、液化石油ガス販売事業者が充てん容器を設置した後に、エアコン室外機や電気コンセント等の「着火源となりうる設備」が、当該容器を置く位置から 2 m 以内に設置されるケースが散見されております。

液化石油ガス販売事業者等におかれましても、供給設備と火気に該当する設備との距離の確保について、改めてご確認をお願いします。なお、要請の際に添付したリーフレットについては、以下 URL に掲載されています。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

3 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の実施期限について

液石法施行規則第 36 条（供給設備の点検の方法）及び第 37 条（消費設備の調査の方法）並びに第 38 条の 2（周知の方法）について以下のとおり改正があり、平成 29 年 4 月 1 日から施行となっていますので、お知らせします。

- ・ 前回の点検・調査の日から、4 年を経過した日を基準日とし、その基準日の前 4 か月以内の期間に点検・調査を行った場合にあっては、基準日において当該点検・調査を行ったものとみなす。
 - （1 年おき、2 年おきの点検・調査についても同様の考え方となります）
 - ・ 前回の周知から、1 年を経過した日を基準日とし、その基準日の前 4 か月以内の期間に周知を行った場合にあっては、基準日において当該周知を行ったものとみなす。
 - （周知が 2 年おきの場合についても同様の考え方となります）
- 今後は、実施日の管理とともに基準日の管理についても検討をお願いします。

第 27 回関東高压ガス保安団体連合会通常総会 第 32 回関東高压ガス保安大会 開催される！

経済産業省関東東北産業保安監督部長表彰受賞者：島田 隆氏・石井 誠一氏
関東高压ガス保安団体連合会会長表彰受賞者：株式会社向清商店



島田 隆氏



石井 誠一氏



株式会社向清商店
向後 充氏

関東高压ガス保安団体連合会（深尾 定男会長）は、去る 7 月 26 日（水）午前 11 時から「ホテルアジュール竹芝」（東京都港区）において第 27 回通常総会を開催しました。

総会議案は、慎重審議の結果、全議案が原案どおり可決承認されました。

総会に引き続き、午後 1 時 30 分から関東高压ガス保安団体連合会主催、経済産業省関東東北産業保安監督部後援による『第 32 回関東高压ガス保安大会』が開催されました。

同大会は、経済産業省関東東北産業保安監督部長表彰授与式並びに関東高压ガス保安団体連合会会長表彰授与式が挙行され、表彰式終了後に特別講演として「再生可能エネルギーを活用した水素社会実現に向けた取組」との演題で（株）東芝 次世代エネルギー事業開発プロジェクトチーム 統括部長 大田裕之氏より行われました。

表彰式では、当協会から保安功労者として島田 隆監事（印旛支部：向島田商会）と石井 誠一理事（船橋支部：アイ・エス・ガスシステム（株））が高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰を受賞されました。また関東高压ガス保安団体連合会会長表彰の優良販売業者として株式会社向清商店様（海匝支部：向後 充代表取締役）が受賞されました。誠にありがとうございます。

各種料金体系へも対応できる請求書の販売を開始！

ホームページ作成のお手伝いも継続！ 一般社団法人千葉県LPガス協会

一般社団法人千葉県LPガス協会（横山一洋会長）は、7月12日に開催された理事会において各種料金体系へ対応できる請求書の販売及び平成27年から実施している株式会社シーエスクリエイトによるホームページ作成のお手伝いを継続することを承認しました。

当協会は、平成29年6月1日付で「液化石油ガス法施行規則(省令第16条関係)」及び「液化石油ガス法施行規則の運用及び解釈(通達)」が改正施行され、2月22日付けで「液化石油ガスの取引の適正化に関する指針(ガイドライン)」が制定されたことを受けて、従来販売していた請求書(納品伝票)の体裁を変更しました。

「一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること」、また、「一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金等を請求するごとに通知する必要がある。」ことから販売店名、基本料金、従量料金から料金改訂時には、お知らせ欄に理由と各々の変更額とお知らせできる右記の伝票を1部60円にて1部から販売致します。各種料金体系へも対応致します。送料は、実費を頂きます。また、顧客名や前回指針等空欄への金額記載まで、ご希望に応じます。これらのサービスは無料です。なお、料金改定が何時有るか判りませんので、在庫を抱えないように毎月発送致します。

また、従来の納品伝票の改訂版は、50組1冊1,200円(税込)にて販売致します。

詳細は、協会事務局にお問い合わせ下さい。
TEL 043-246-1725 Fax 043-243-6781

E-mail: chibalpg@chibalpg.or.jp

ホームページ作成は、同封の資料をご覧ください。

※同封した伝票見本を切り離し、①②③と重ねて書くと複写できます。

①

No. _____ 納品書・容器授受票 納品年月日 検針年月日 領収年月日
地区 _____ コード _____ 供給設備点検調査票(控) 一般社団法人千葉県LPガス販売
千葉県中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781

前回消費量	容器kg	記号	番号	領収印
今回指針	納入			
前回指針	戻り			
今回ご使用量①	供給設備等の点検欄			
基本料金③	点検結果が良の場合に○、該当しない場合に-印をします。			
消費税④	容器の屋外設置	容器の屋外設置	バルブ・供給管等の欠陥腐食防止	記録
前回繰越金⑤	5m3以下	2m以内の火気使用禁止	調整器の適合・欠陥	
合計(②+③+④+⑤+⑥-⑦)	5m3~10m3以下	容器の腐食防止	漏えいの警告表示(B・BR)	記録
<お知らせ>	10m3~25m3以下	容器の温度上昇防止	圧力異常の警告表示(ABR)	
	25m3~100m3以下	容器の転倒転落防止	点検者名	抜者
	100m3~	<点検結果が不適合の処置内容等>	処置者名	
	計②			
	13m3の例: 5× +5× +3× =			

一般社団法人千葉県LPガス協会

②

No. _____ 検針・納品書 納品年月日 検針年月日 領収年月日
地区 _____ コード _____ 供給設備点検調査票(控) 一般社団法人千葉県LPガス販売
千葉県中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781

前回消費量	容器kg	記号	番号	領収印
今回指針	納入			
前回指針	戻り			
今回ご使用量①	供給設備等の点検欄			
基本料金③	点検結果が良の場合に○、該当しない場合に-印をします。			
消費税④	容器の屋外設置	容器の屋外設置	バルブ・供給管等の欠陥腐食防止	記録
前回繰越金⑤	5m3以下	2m以内の火気使用禁止	調整器の適合・欠陥	
合計(②+③+④+⑤+⑥-⑦)	5m3~10m3以下	容器の腐食防止	漏えいの警告表示(B・BR)	記録
<お知らせ>	10m3~25m3以下	容器の温度上昇防止	圧力異常の警告表示(ABR)	
	25m3~100m3以下	容器の転倒転落防止	点検者名	抜者
	100m3~	<点検結果が不適合の処置内容等>	処置者名	
	計②			
	13m3の例: 5× +5× +3× =			

一般社団法人千葉県LPガス協会

③

No. _____ 請求・領収書 納品年月日 検針年月日 領収年月日
地区 _____ コード _____ 供給設備点検調査票(控) 一般社団法人千葉県LPガス販売
千葉県中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781

前回消費量	容器kg	記号	番号	領収印
今回指針	納入			
前回指針	戻り			
今回ご使用量①	供給設備等の点検欄			
基本料金③	点検結果が良の場合に○、該当しない場合に-印をします。			
消費税④	容器の屋外設置	容器の屋外設置	バルブ・供給管等の欠陥腐食防止	記録
前回繰越金⑤	5m3以下	2m以内の火気使用禁止	調整器の適合・欠陥	
合計(②+③+④+⑤+⑥-⑦)	5m3~10m3以下	容器の腐食防止	漏えいの警告表示(B・BR)	記録
<お知らせ>	10m3~25m3以下	容器の温度上昇防止	圧力異常の警告表示(ABR)	
	25m3~100m3以下	容器の転倒転落防止	点検者名	抜者
	100m3~	<点検結果が不適合の処置内容等>	処置者名	
	計②			
	13m3の例: 5× +5× +3× =			

一般社団法人千葉県LPガス協会

炎の出前教室を開催

平成29年6月8日(木) 市原市立八幡小学校

青年委員会(柏熊剛委員長: 柏熊石油店)では、全国LPガス協会の「需要開発推進運動」が継続されたことから、本年度も引き続き火育活動として「炎の出前教室」を実施しました。

今年、平成29年6月8日(木)に市原市立八幡小学校で、6年生全員を対象に実施し、授業では、初めに、「ファイヤー探検記」を用いた座学を行い、火の歴史や環境問題についてDVDの映像と冊子を用いてクイズ等を行ったり、ニオイ体験を実施しLPガスの特性を理解してもらいました。

その後、「ひもきり式発火法」による古代火おこし体験を実施しました。苦戦する児童もいましたが、同じグループの生徒がうちわ

で風を送る手助けや応援をしながら、全ての児童が火おこしを成功させることができ、楽しんで取り組んでくれました。

この授業を通じて、火の大切さを実感していただき、将来、温暖化防止等の環境問題に興味を持ち考えることのできる大人に成長してもらえたらと思います。また、電気、ガス、灯油など様々なエネルギーがある中で、LPガスの特性を理解し、平時から活用していただければと思います。

青年委員会委員並びにOBをはじめ、応援にかけつけていただいた皆様、ご協力ありがとうございました。



【ガス漏れ警報器知ってますか?】



【LPガスのニオイ体験】



【「ひもきり式発火法」に挑戦!】



【みんなで頑張ります!火はつくかな?】

近江商人に学ぶ！

山武支部 鶴岡 秀男

先般の社員総会の後の講演では、(有)中村ホームガスの社長様から有意義なお話を聴講されたことと思います。その総会前に協会役員有志で滋賀県の近江商人発祥の地である日野町に行き、私を含め 7 名で現地訪問をさせて頂きました。私は横山会長と二人で運転を交代しながらの片道 500km にも及ぶロングドライブでした。現地に到着してみて、こんな片田舎の町で 320 件 270 t もどうやって L P ガスを販売しているのだろうという疑問が改めて芽生えてきました。

日野での懇談会では、普段の実務に則した話題が中心で予定より 1 時間半も延長して熱く意見交換をしました。日帰り組はかなりハードな訪問でした。

居残り組の私は、折角遠くまで足を運んだので翌日は滋賀県のランドマークの琵琶湖に寄り、湖の北にある竹生島を参詣しました。竹生島は、西国三十三所観音霊場として島全体がパワースポットとの事でどこか神々しい雰囲気は漂っていました。

今回は、正月の「銘酒誕生物語」という番組で興味のあった日野町の隣町にある竜王町の松瀬酒造にも訪れてみたかったのですが、

時間もなく彦根町の地元の酒屋さんで「松の司山田錦」を入手してきました。この酒は杜氏が若いけれど研究熱心で数々の受賞を受け、杉田かおるさんや小泉今日子さんといった酒豪が愛飲している、中々手に入らないお酒です。帰宅後、早速試飲してみると思っていた通り満足のいくものでした。



【近江日野商人館】

今回の表敬訪問は普段からあまり情報の入らない滋賀県で(有)中村ホームガスさんは集中監視 90%以上も導入され、県内の 8 社の同業者と手を組み監視センターや I T 化、また日頃のガス販売・工事・修理も共同で推進しており、今後の中小販売店の指針となる会社だと痛感させられました。当協会でも、私を含め 8 割以上を占める中小販売店が大手に吸収されず販売店同士が結束して、L P ガス事業の継続と発展について将来の方向性を考えていかなければならないと痛感しました。

賃貸型集合住宅の料金透明化に係る不動産関係業界への周知について

一般社団法人全国 L P ガス協会は、平成 29 年 7 月 3 日付で賃貸型集合住宅の料金透明化に係る不動産関係業界への周知について正会員に依頼文を発送した。その内容は、次のとおりです。

料金の透明化及び取引の適正化につきましては、本年 6 月 1 日付けで「液化石油ガス法施行規則(省令第 16 条関係)」及び「液化石油ガス法施行規則の運用及び解釈(通達)」が改正施行され、2 月 2 日付けで「液化石油ガスの取引の適正化に関する指針(ガイドライン)」が制定されました。

こうした中、この度、経産省石油流通課よりハウスメーカーで構成する(一社)住宅生産団体連合会に対し、賃貸型集合住宅において、L P ガス販売事業者が給湯設備や空調設備など、賃貸型集合住宅に付随する設備等を自己の費用で設置し、その設置費用を当該賃貸型集合住宅の入居者から L P ガス料金とともに徴収している場合には、液石法第 14 条に基づき入居者に交付する法定書面の中に、その旨を明確に記載することを L P ガス販売事業者が義務付けたことについて、別添(右の文書)のとおり、周知を依頼した旨の連絡がありました。

右記の文書は、当協会のホームページからダウンロードできます。

また、国交省に対しても、不動産業者への周知の依頼を行っているとのことです。

以上

平成 29 年 6 月 28 日

一般社団法人住宅生産団体連合会 会長 殿

経済産業省資源エネルギー庁
石油流通課 液化石油ガス産業担当企画官

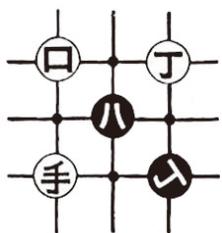
日頃より、資源エネルギー行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、経済産業省資源エネルギー庁では、電力・都市ガスの小売事業が全面自由化された中で、L P ガスが今後とも消費者に信頼され、安心して使用してもらえよう、料金の透明化及び取引の適正化に向けた取組を推進しています。

平成 28 年 2 月に経済産業省の審議会である総合資源エネルギー調査会の下に設置された「液化石油ガス流通ワーキンググループ」(以下「L P ガス WG」という。)において、消費者団体から強く問題点が指摘されている賃貸型集合住宅における L P ガス料金の問題。具体的には、L P ガス販売事業者が給湯設備や空調設備など、賃貸型集合住宅に付随する設備等を自己の費用で設置し、その設置費用を当該賃貸型集合住宅の入居者(L P ガスの消費者)に説明せず、L P ガス料金とともに徴収していることが議論されました。
この結果、同年 5 月にとりまとめられた L P ガス WG の報告書では、賃貸型集合住宅の入居者に対する適切な情報提供を行う必要があることが示されたところです。

このため、当庁では、本年 6 月 1 日から「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について」に基づき、賃貸型集合住宅において、L P ガス販売事業者が給湯設備や空調設備など、賃貸型集合住宅に付随する設備等を自己の費用で設置し、その設置費用を当該賃貸型集合住宅の入居者から L P ガス料金とともに徴収している場合には、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 14 条に基づき入居者に交付する法定書面の中に、その旨を明確に記載することを L P ガス販売事業者が義務付けることとしました。

資源エネルギー庁としては、賃貸型集合住宅に入居する消費者に L P ガス料金に係る適切な情報提供が行われるよう、L P ガス販売事業者に対し上記規制の徹底を図っていくこととしていますが、L P ガス販売事業者が上記規制を遵守するに際しては、賃貸型集合住宅の所有者及び所有者から管理を委託された不動産関係事業者の御理解と御協力が必要であると考えています。

つきましては、貴連合会におかれましては、貴連合会に加盟する団体及びその会員事業者等に対し、上記に記載した今般の規制の趣旨及び内容を周知していただけるよう、御協力をお願いいたします。



いよいよ夏本番、全国の 8 月の行事を見てもみると、ほんの一例ですが 8 月 2 日～7 日、(青森ねぶた祭) 秋を控えて仕事の妨げになる睡魔を追い

払う行事と言われております。この睡魔を「ねぶた」と言う。

8 月 3 日～6 日、(秋田竿灯祭り) 真夏の病魔や邪気を祓い身を清めるねぶり流しが原型と言われ、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

8 月 5 日～7 日、(山形花笠祭り) 山形県、山形市、山形新聞、商工会会議所が中心となり蔵王の P R を目的に開催されたのが始めとされている。

8 月 9 日～12 日、(よさこい祭り) 第二次世界大戦後の不況を吹き飛ばすために 1953 年に高知商工会が企画したのが始まりとされている。

8 月 12 日～15 日、(阿波踊り) 江戸時代 1586 年阿波の戦国武将 蜂須賀 至鎮(よししげ)が徳島城を築いたとき、城内で祝杯を重ねた職人や町人達が(めでたいな、めでたいな)と踊り狂ったのが始まり

とされている。

8 月 16 日、(京都五山送り火) お盆に帰ってきた先祖の霊を見送るための送り火の一つとされていますが、その起源や由来はどういったものでしょうか。諸説ありますので、調べてみてはどうでしょうか。こうして全国で、夏祭り、行事が行われています。昔から暑さに負けないで、心をついて乗り切り秋の収穫を楽しみに待つということでしょうか?皆様の地元でも色々なお祭り、催しが開催されると思います、どうして祭が始まったのか調べてみるのも面白いと思いますよ。

吉野 和弘 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！